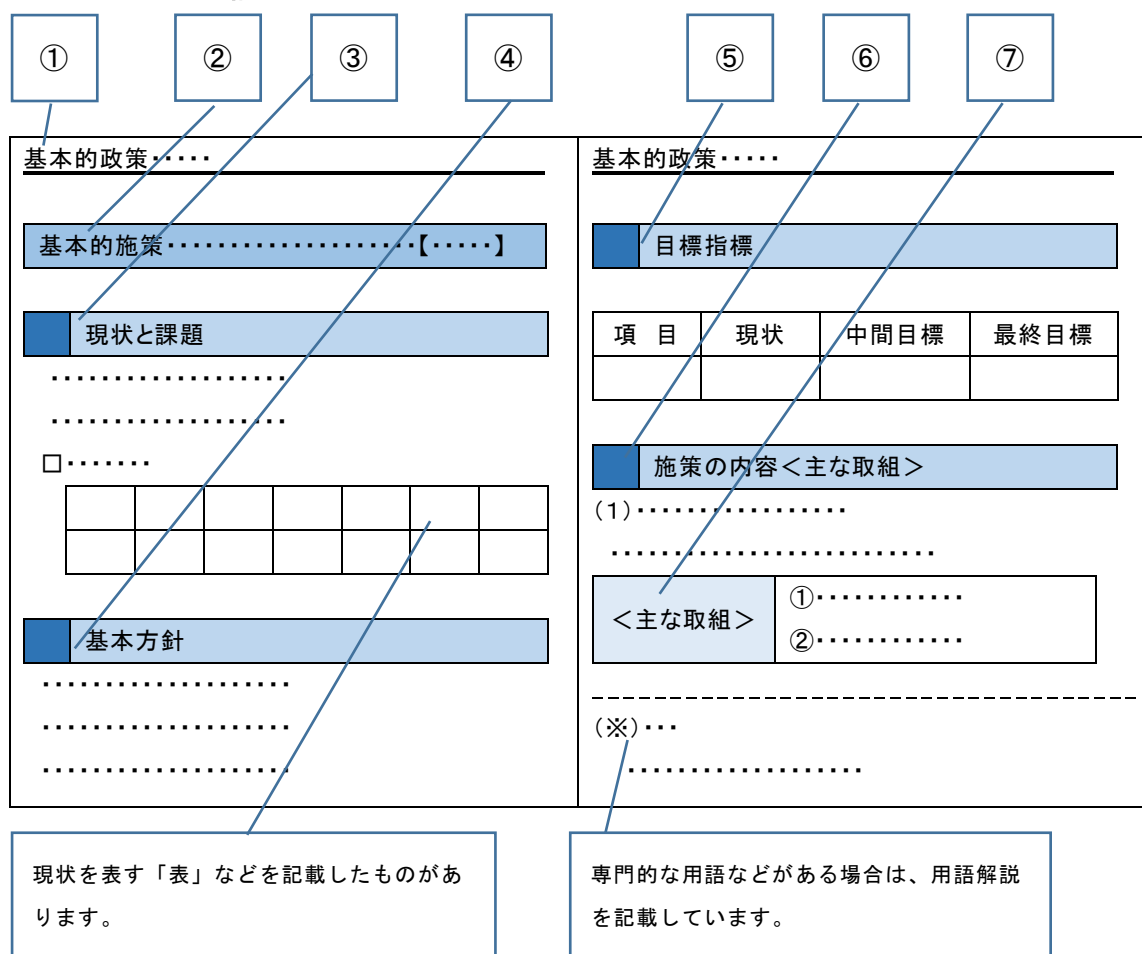


# 第5次日出町総合計画

## —基本計画—

## 第5次日出町総合計画基本計画のページ構成と記載事項

### ●基本計画の基本構成



現状を表す「表」などを記載したものが  
あります。

専門的な用語などがある場合は、用語解説  
を記載しています。

### ●基本計画の記載事項

① 基本的政策	「まちの将来像」を実現するための政策の基本的な方針・考え方であり、今後のまちづくりの「大綱」となるもので、「基本構想」において定めています。
② 基本的施策	基本的政策ごとの推進する行政・施策分野を区分したもので、それぞれの分野ごとに以下に示す「現状と課題」、「基本方針」、「目標指標」、「施策の内容」を記載しています。
③ 現状と課題	本町がこれまでに行ってきた事業や置かれている現状、社会的な現状と課題などを記載しています。
④ 基本方針	現状と課題に沿って、今後のまちづくり施策・事業のあり方、推進方針、方向性などを示すものです。
⑤ 目標指標	施策・事業の到達目標として中間時と最終時で設定したものです。この計画の進捗管理のための目安として活用します。
⑥ 施策の内容	基本方針に基づき行う施策・事業の考え方を事業分野ごとにまとめたもので、各行政施策の実施方針となるものです。
⑦ 主な取組	「施策の内容」に記載した方針により進める取組・事業・方向性を記載したものです。

## 基本的政策

### I 健やかで安らかに暮らせる まちをつくる

## 【健康・福祉】

## 基本的施策 1 健康づくりの推進

### 現状と課題

健康寿命の延伸を図っていくためには、一人ひとりが適切な生活習慣の保持と健康づくりに取り組むことが大切です。本町では、平成 26 年度に「第 2 次いきいき日出町健康・食育プラン」を策定し、健康寿命の延伸をめざして、健康づくりや食育の推進に取り組んでいます。

糖尿病や高血圧、脂質異常症などの生活習慣病やそれらの合併症を予防するためには、定期的に健診（検診）を受け、自分の健康状態を知り、生活習慣病の発症予防や重症化予防に取り組むことが重要であり、健診受診率の向上に向けた取組が必要です。

また、本町の死因別死亡率では、悪性新生物が 25%と最も高く、悪性新生物は検診での早期発見、早期治療が重要ですが、5 大がん（胃、大腸、肺、子宮、乳）検診の平均受診率は低いため、検診受診率の向上が課題となっています。

こころの病（メンタルヘルス）は、現代社会の大きな問題であり、地域や職場でのこころの健康についての正しい知識の普及・啓発や関係機関との連携による相談体制の充実を図る必要があります。

休日などの応急診療については、速見郡杵築市医師会に委託して救急医療施設運営事業（在宅当番医制）により、一次救急医療体制を確保するとともに、第二次救急病院群輪番制病院事業を実施し、入院が必要となった重症者への医療を確保しています。

### 基本方針

町民の健康維持・お達者年齢<sup>(※)</sup>の上昇（健康寿命の延伸）のため、「第 2 次いきいき日出町健康・食育プラン」などに基づく施策・事業を展開するとともに、「町民・地域」が主体となった健康づくり活動の支援と普及を図ります。

日ごろからの健康管理はもとより、疾病の早期発見や重症化の予防を促進するため、各種健診の受診率の向上を図ります。また、健康・栄養指導など生活習慣病対策をはじめとする健康増進事業の充実に努めます。

「こころの健康」に関する正しい知識の普及・啓発に努めます。また、関係機関との連携による相談体制の充実を図るとともに、必要に応じ医療機関につなぐ適切な対応に努めます。

町民が安心して医療サービスを受けられるようにするため、医師会など関係機関との連携を強化し、地域医療体制の確立を図ります。

(※) お達者年齢

大分県独自に算出する健康寿命で、要介護 1 までを健康としています。

目 標 指 標

項 目		現 状	中間目標	最終目標
お 達 者 年 齢 ( 歳 )	男 性	78.7 (※)	0.5 歳 延 伸 (※)	1 歳 延 伸 (※)
	女 性	82.8 (H24)	1 歳 延 伸 (H29)	2 歳 延 伸 (H34)
国民健康保険加入者の 特定健診受診率 (%)		39.4 (H27)	60.0 (H32)	62.0 (H37)
が ん 検 診 受 診 率 (%)	胃がん	10.6 (H27)	18.0 (H32)	23.0 (H37)
	大腸がん	14.3 (H27)	20.0 (H32)	25.0 (H37)
	肺がん	15.1 (H27)	21.0 (H32)	26.0 (H37)
	子宮頸がん	15.1 (H27)	23.0 (H32)	28.0 (H37)
	乳がん	15.3 (H27)	26.0 (H32)	31.0 (H37)

(※) 5年間平均を中央年で表記 (H24 : H22~H26、H29 : H27~31、H34 : H32~H36)

施策の内容<主な取組>

(1) 地域における健康づくりや食育の推進

健康づくり組織を強化・育成しながら、地域の健康づくり実践活動を推進するとともに、食生活を改善し生活習慣病を予防するため、食育の実践を推進します。

<主な取組>

- ①健康づくり推進協議会の活動支援
- ②健康運動普及推進員、食生活改善推進員の養成及び活動支援

(2) 健診(検診)受診率の向上

特定健診やがん検診の受診率向上のため、医療機関などと連携による健診(検診)体制の整備と、重要性のPR・受診勧奨などを行います。

<主な取組>

- ①受診しやすい健診(検診)体制の充実
- ②健診(検診)受診の啓発

(3) 生活習慣病予防対策の推進

健康寿命の延伸を図るため、生活習慣病の発症予防とともに、合併症などの重症化予防対策を推進します。

<主な取組>

- ①生活習慣病予防対策の推進
- ②生活習慣病重症化予防の推進
- ③地域や職場などでの健康教育の推進

(4) こころの健康づくりの推進

正しい知識の普及・啓発を図るとともに、関係機関との連携により、相談窓口及び相談体制、適切な支援を行うことを推進します。

<主な取組>

- ①パンフレットの配布など啓発活動
- ②相談体制の充実

(5) 医療機関との連携強化

健康増進事業の円滑かつ効果的な実施、地域医療体制を確保・維持のため、医師会など医療関係機関との連携を強化します。

<主な取組>

- ①医療機関との連携強化

## 基本的施策2 地域福祉の充実

### 現状と課題

平成24年度に本町の地域福祉推進のあり方を総括する「第2次日出町地域福祉計画」を策定して以降、この計画の基本理念である「人を大切にするまちづくり」に基づく施策を進めてきました。

地域社会での様々な課題は、まずは個人や家族の努力で解決（自助）するよう取り組み、解決できない場合は、次に地域で協力して（互助）、ボランティアなどの組織的な支援で解決（共助）を図り、それでも解決できない問題は、行政の力で解決する（公助）といった重層的な取組が必要であり、その取組を促進するために、ボランティアなどの人材育成と地域活動に参加しやすい体制を構築することが課題です。

全ての人々が家庭や地域で安心して暮らせることが重要であり、近所付き合いが減り、住民の連帯意識が薄れている昨今では、身近な地域において「共助」の意識を育むための創意工夫が必要となります。特に、災害時や緊急時には、地域での支え合い、助け合いが必要であり、自治区や各種団体、行政などが協働して取り組むための支援体制を構築することが重要です。

### 基本方針

日出町地域福祉計画に沿って、地域住民が互いに助け合い、支え合い、誰もが心豊かに生活できるまちづくりを推進するとともに、公共施設はもとより民間施設についても事業者に働きかけることで、ユニバーサルデザイン<sup>(※)</sup>の普及に努めます。

また、地震などの災害が発生し、または、そのおそれが高まったときに、高齢者や障がいのある人など要援護（支援）者の避難誘導などを迅速かつ的確に実施するためには、あらかじめ要援護（支援）者一人ひとりについての避難計画を地域と一緒に策定します。

これまで地域福祉に携わってきた民生委員・児童委員、老人クラブなどの関係者・関係団体のほか、新たに民間企業などによる「ゆるやか」な見守りを行うことで、住民が住み慣れた地域で安心して生活し続けることができるように、見守りネットワークの構築を図り、「孤立者ゼロの地域社会」を目指します。

(※) ユニバーサルデザイン

文化、言語、国籍などの違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）のこと。

目 標 指 標

項 目	現 状	中間目標	最終目標
避難行動要支援者個別避難計画の策定（地区）	0 (H27)	76 (H32)	76 (H37)
住民見守りネットワークの構築数	（団体） 0 (H27)	20 (H32)	25 (H37)
	（事業所） 0 (H27)	6 (H32)	10 (H37)
老人クラブの活動（クラブ）	52 (H27)	54 (H32)	55 (H37)

施策の内容＜主な取組＞

（１）総合的な地域福祉施策の推進

日出町地域福祉計画の理念にのっとり、全ての人々が心豊かに生活できるよう、総合的な観点からの福祉施策を推進します。

＜主な取組＞

- ①計画の進行管理 ②次期計画策定に向けた検討  
③ユニバーサルデザインの普及促進

（２）災害時要援護者支援体制の充実

災害時における要援護（支援）者の安全確保策として、地域の声を反映した避難計画を策定するとともに、関係機関と連携して要援護（支援）者の情報を共有するなど、支援体制の充実を図ります。

＜主な取組＞

- ①避難行動要支援者個別避難計画の策定 ②災害時要援護システムの管理 ③緊急医療情報キットの配布

（３）住民見守りネットワークの構築

関係団体が従来の活動に加えて、相互に連携することにより、身近な地域の中での困りごとや悩みごとなどを気軽に相談・支援できるような環境づくりを推進します。

また、民間企業など事業協力者が日常業務の中で、地域住民の異変に気付いた際などに適切な情報提供を行うネットワークの構築を図ります。

＜主な取組＞

- ①地域見守りネットワークの形成 ②民生委員・児童委員の活動促進 ③老人クラブの活動促進

基本的施策3 高齢者福祉の充実

現状と課題

団塊の世代が65歳以上の高齢者となり、今後ますます介護や何らかの支援を必要とする方が増加すると予測され、特に、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年には、日出町においては高齢化率が3割を超え、そのうちの約6割を75歳以上の後期高齢者が占めると予測されています。

75歳以上の後期高齢者は、要介護状態となるリスクが急速に高まると言われていることから、その予防対策や要介護状態となった時の支援の充実を図る必要があります。また、一人暮らし世帯や高齢者世帯、認知症高齢者も増加と予測されることから、地域における見守りなどが重要となっています。

このような中、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らし続けるためには、「介護」「医療」「予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が必要不可欠です。

□ 年度別被保険者・要介護（要支援）認定の状況（単位：人、％）

区分/年	H23	H24	H25	H26	H27
第1号被保険者数	6,973	7,252	7,525	7,712	7,929
第2号被保険者数	9,480	9,375	9,158	9,124	9,116
高齢化率	24.6	25.5	26.6	27.3	28.2
要介護認定者数	1,449	1,448	1,419	1,430	1,326
要介護認定率	20.8	20.0	18.9	18.5	16.7

（各年度末時点。「日出町健康増進課調」）

基本方針

地域における介護予防・重症化予防を推進するとともに、介護や支援を必要とする受給者を適切に認定し、真に必要な過不足のないサービスを事業者が適切に提供するよう、要介護認定調査の平準化と介護給付費の適正化に努めます。

住民主体による支え合い体制の構築、地域における高齢者の生きがいづくり・通いの場づくり、「介護」「医療」「予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築により、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、支援します。

目標指標

項目	現状	中間目標	最終目標
第1号被保険者に占める事業対象者及び要介護（要支援）認定者数の割合（％）	17.7 (H27)	18.6以下 (H32)	21.0以下 (H37)



施策の内容＜主な取組＞

(1) 介護予防の推進

転倒予防教室や認知症予防教室を各自治区において開催するとともに、高齢者自らが取り組めるよう支援します。

＜主な取組＞

- ①介護予防教室の充実 ②通いの場への専門職の派遣  
③自主教室の育成支援

(2) 最適な介護サービスの提供

介護サービスの需要の増加に應えるため、要介護者の経済的負担などを考慮しつつ、サービスの最適化に努めます。

＜主な取組＞

- ①地域ケア会議の充実 ②介護事業者への指導  
③介護予防・日常生活支援総合事業の推進

(3) 支え合い体制の構築

高齢者が住み慣れた自宅において安心して暮らし続けることができるよう、住民主体による支え合い体制づくりに取り組みます。

＜主な取組＞

- ①配食サービスや緊急通報装置の充実 ②見守りネットワークの構築 ③住民主体による生活支援サービスの創出

(4) 生きがいづくりの推進

就労機会や趣味活動などへの支援を行うとともに、地域コミュニティとの連携によるサロンなどの通いの場づくりなど、高齢者が生きがいを持って暮らせるよう取り組みます。

＜主な取組＞

- ①シルバー人材センターの支援 ②各種講座の開催  
③サロンの開設支援

(5) 認知症総合支援

高齢者が認知症になっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう、関係者と連携して支援を行います。

＜主な取組＞

- ①認知症カフェの開催 ②認知症地域支援推進員と認知症初期集中支援チームの活動

(6) 医療と介護の連携

高齢者の安心した暮らしを確保するため、在宅医療と介護が切れ目なく提供できる体制の構築に取り組みます。

＜主な取組＞

- ①医療・介護関係者の情報共有支援  
②在宅医療・介護サービスの提供体制の構築

基本的施策 4 障がい者福祉の充実

現 状 と 課 題

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成 28 年 4 月から施行され、今後は、これまで以上に共生社会の実現に向けた障がい者福祉の取組が急務となります。

本町における障がい者手帳などの所持者は、年々増加傾向にあり、複数の障がいを併せ持つ人もいるため、単純な合計数にならないものの、平成 25 年度以降、障がい者手帳などの所持者の合計は 2,000 人を超え、本町人口に占める割合は、平成 28 年 4 月 1 日現在で 7.28%となっています。

福祉施設入所者の地域生活への移行については、重度者の割合が高く、地域生活移行者の伸びはやや停滞しています。

地域での暮らしの安心感を担保し、親元からの自立を希望する者に対する支援を進めるために、専門性の確保やサービス拠点の整備などによる地域の体制づくりを行う機能が求められています。今後、障がいのある人の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据えて、この機能の強化を図る必要があります。

□ 障がい者手帳などの所持者の推移（各年 4 月 1 日現在）（単位：人、％）

区分/年	H24	H25	H26	H27	H28
身体障害者手帳	1,590	1,595	1,610	1,632	1,600
療育手帳	179	190	194	204	218
精神障害者保健福祉手帳	198	220	210	252	258
手帳所持者合計	1,967	2,005	2,014	2,088	2,076

□ 障がい者入所施設利用状況（各年 4 月 1 日現在）（単位：人）

区分/年	H24	H25	H26	H27	H28
身体障がい者	17	16	18	16	19
知的障がい者	34	35	36	37	37
精神障がい者	-	1	1	1	1
計	51	52	55	54	57

（以上「日出町福祉対策課調」）

基 本 方 針

共生社会を実現するため、障がいのある人などの自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人などが必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び相談支援並びに地域生活支援事業の提供体制の整備を進めます。

障がい福祉サービスについては、対象者の障がいの程度や種別、年齢などによらない、一元的なサービスの充実に努めます。

障がいのある人などの自立支援の観点から、入所などから地域生活への移行、地域生活の継続支援、就労支援といった課題に対応したサービス提供体制を整え、地域生

## 基本的政策 I 健やかで安らかに暮らせるまちをつくる【健康・福祉】

活支援の拠点づくりなど障がいのある人などの生活を地域全体で支えるシステムを実現するために、地域の社会資源<sup>(※)</sup>を最大限に活用し、提供体制の整備を進めます。

### 目 標 指 標

項 目	現状	中間目標	最終目標
施設入所者数（人）	56 (H27)	53 (H32)	52 (H37)
一般就労移行者数（人）	3 (H27)	7 (H32)	9 (H37)

### 施策の内容<主な取組>

#### (1) 地域生活への支援

障がいのある人が自立した日常生活、社会生活を営むため、必要な情報の提供や障がい福祉サービスの利用など様々なニーズに応じ、必要な支援を適切に受けられることができる相談支援体制の整備を図ります。

##### <主な取組>

①障がいや障がいのある人に対する理解促進 ②サービス提供の充実 ③サービスの質の向上 ④相談支援体制の充実

#### (2) 社会参加の支援

障がいや障がいのある人に対する地域の理解を進めるとともに、スポーツ・文化活動の振興を図るなど、社会参加の支援と障がい者差別の解消に努めます。

##### <主な取組>

①地域住民との交流促進 ②障がい者スポーツの振興  
③障がい者アートの振興 ④障がいのある人などへの虐待防止

#### (3) 就労への支援

障がいのある人本人が持つ能力を最大限に活かせるよう、働く場の確保と就労支援体制の整備と障がい者就労施設などからの物品・サービスの優先調達を推進します。

##### <主な取組>

①相談支援体制の充実 ②自立支援協議会就労支援部会の活用  
③障がい者就労施設などからの優先調達の推進

#### (4) 障がいのある子どもと家族への支援

身近な場所で安心して相談できるよう、家族に対する相談支援の充実を図ります。  
また、自立支援協議会などの活性化に努め、障がいのある子どもに関わる各機関のネットワークづくりを進めます。

##### <主な取組>

①自立支援協議会の活性化 ②家族に対する相談支援の充実  
③良質かつ適切な支援体制の構築

(※) 社会資源

利用者がニーズの充足や問題解決するために活用される各種の制度・施設・機関・設備・資金・物質・法律・情報・集団・個人の有する知識や技術などの総称のこと。

基本的施策5 様々な課題を持つ人・世帯への支援

現状と課題

社会環境の変化や家庭環境の複雑化・多様化により、様々な困りごとや複合的な生活課題を抱える人・世帯が増加しているなか、従来の福祉サービスでは救済できない場合や家庭環境などにより世代を超えて連鎖する子どもの貧困問題など、住民が家庭や地域で安心して暮らしていけるように個別に包括的な支援体制を充実させることが課題となっています。

その人ごとに、その世帯ごとに悩みや必要な支援が異なっているため、大分県や日出町社会福祉協議会など関係機関・各種団体と連携による支援体制を構築することが求められています。

平成27年4月から始まった生活困窮者自立支援制度による事業を日出町社会福祉協議会で実施しています。また、現に生活に困窮している方へは、可能な限り早期の支援、児童福祉施策や障がい保健福祉施策など他の施策との連携による適切な支援が必要です。

経済や雇用情勢の変化などを踏まえ、必要に応じて生活困窮者自立支援法に基づき、住宅確保給付金や一時生活支援事業（宿泊場所の供与や衣食の供与など）など、必要な支援を受けてもらうため、制度のことを正しく周知し、理解してもらうように努めます。

生活保護制度については、保護が必要な人には確実に保護を実施するという生活保護制度の基本的な考え方に基づき、生活困窮者自立支援制度など他の制度による相談や支援を受けている人が現に保護の必要があると判断する場合は、大分県と連携を図り適切に生活保護につなぐことが重要となります。

□ 大分県東部保健所地域福祉室における生活保護の実施状況<sup>(注)</sup>（単位：世帯、人）

区分/年度	H21	H22	H23	H24	H25
被保護実世帯数	2,462	2,759	2,882	2,896	2,930
一月平均	205	230	240	241	244
被保護実人員	3,352	3,855	4,041	3,970	3,968
一月平均	279	321	337	331	331

(注) 1月の保護の実施数を当該年度において合計した世帯数及び人員。大分県東部保健所地域福祉室は、日出町・姫島村を所管。（「大分県統計年鑑」）

基本方針

生活困窮者が抱える複合的な生活課題を的確に把握し、関係機関が連携して自立支援計画を策定するとともに、再び自立した生活を送ってもらうために継続的な相談支援を実施します。

医療・福祉などの包括的な支援が必要な生活困窮者が、地域で安心して暮らしていくために、新たな社会資源の創設や、課題解決のための仕組みづくりに取り組むとと

## 基本的政策 I 健やかで安らかに暮らせるまちをつくる【健康・福祉】

もに、緊急的に支援が必要な生活困窮者に対し、食糧物資などを援助することにより、迅速かつ適切な対応を図ります。

### 目 標 指 標

項 目	現状	中間目標	最終目標
日出町生活困窮者等支援事業 (件)	38 (H27)	40 (H32)	50 (H37)

### 施策の内容<主な取組>

#### (1) 相談～就労・自立までの相談・支援体制づくり

生活困窮者自立支援制度による自立相談、就労支援などを日出町社会福祉協議会と連携して行います。また、他の法令・制度による支援を含め、その人・世帯の実情や課題に即したきめ細やかな相談・支援に努めます。

##### <主な取組>

- ①自立相談支援の実施 ②自立支援計画の作成
- ③住宅確保給付金の給付 ④生活福祉資金の貸付

#### (2) 関係機関との連携による支援

県・町・社協・民間事業者などが協働して生活困窮者自立支援調整会議を開催することで、法に基づくサービスだけでなく、地域の社会資源なども活用した総合的な支援を行います。

##### <主な取組>

- ①就労準備支援の実施 ②一時生活支援の実施
- ③家計相談支援の実施

#### (3) 緊急的支援の実施

申請者の緊急性や必要性などの適否を審査し、即急に食糧物資などの必要な支援・給付を行います。

##### <主な取組>

- ①食糧物資などの購入費用給付 ②就労支援のための交通費給付
- ③就職活動のための整容費給付

## 基本的施策6 子育て支援の充実

### 現状と課題

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化により、幼児期に異年齢児の中で育つ機会や、祖父母や近隣の住民などから子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況になっています。そのためにも、今ある社会資源の情報を保護者に積極的に発信していくことが重要です。

子育てに専念することを希望して退職する人がいる一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在します。ワーク・ライフ・バランス<sup>(※)</sup>の実現に向けた企業など民間団体の取組を積極的に支援し、子育てしやすい職場環境づくりを推進します。

就労の有無や状況にかかわらず、子育ての負担や不安、孤立感が高まっています。こうした状況の中、子どもの心身の健やかな発達を妨げ、ひいては生命をも脅かす児童虐待を早期に発見できる体制づくりが不可欠です。また、子育てに関する悩み相談や孤立させないための取組を進めていく必要があります。

勤務形態の多様化により、休日保育や病児・病後児保育など、保護者の安心を得られるような保育サービスの充実が望まれています。

妊娠期からの支援体制を産科医療機関や利用者支援事業実施機関などと連携して整え、出産後の子育てのサポートが円滑にできるよう、妊婦と信頼関係を築いていくことが必要です。現在、町内に産婦人科を有する医療機関はなく、町外の医療機関において妊婦検診などを受けている状況となっています。

子どもの発達の遅れなどの早期発見と早期対応をするために、乳幼児健診や相談会の受診を促し、発達に課題のある子どもの保護者には関係機関と連携し、つなぐなど支援が必要です。また、未受診者の状況も養育環境の確認や支援につなげるために全数把握することが必要です。

### 基本方針

女性の社会進出や就労形態の変化による多様な保育ニーズに応じた、保育サービスの充実を図るとともに、子育て中の保護者が孤立しないよう、安心して子育て出来る環境づくりを推進します。

核家族化や共働きの増加による、児童の放課後の居場所づくりの観点から、ニーズに応じた児童の健全育成のために、適切な対応に努めていきます。

子どもの健康と命を守るために保護者に適切な保健指導を行うとともに、関係機関と連携しながら、保護者が解決できる力をつけられるような支援をします。

今後、安心して生み育てる環境整備に向け、産婦人科の誘致などに努めていきます。

(※) ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」の意味で、やりがいのある仕事と充実した私生活が両立できるように職場や社会環境を整えること。この項においては、仕事と育児の両立や多様な働き方の提供といった意味で用いています。

## 基本的政策 I 健やかで安らかに暮らせるまちをつくる【健康・福祉】

### 目 標 指 標

項 目	現状	中間目標	最終目標
放課後児童クラブ（所）	7 (H27)	8 (H32)	8 (H37)
病児保育の利用可能な施設 （所）	0 (H27)	1 (H32)	1 (H37)
3歳児健康診査受診率（%）	95.0 (H27)	96.0 (H32)	97.0 (H37)

### 施策の内容<主な取組>

#### （１）地域子育て情報の発信

国や県、町が行う子育てサービスや子育て情報を全ての保護者が入手できるよう、積極的に情報発信を行います。

##### <主な取組>

- ①町報、ホームページ、フェイスブックによる情報発信
- ②子育て関連施設での情報提供

#### （２）放課後児童クラブの整備・拡充

児童の放課後の居場所を確保することにより、就労している保護者が安心して子育てできる環境づくりに努めます。

##### <主な取組>

- ①川崎なかよしクラブの整備
- ②豊岡地区に1クラブ増
- ③支援員の適正配置

#### （３）児童虐待防止対策の充実

子育てへの不安、社会からの孤立に悩む保護者への支援を積極的に行い、安心して子育てできる環境づくりに努めます。

##### <主な取組>

- ①要保護児童対策地域連絡協議会の活用
- ②関係機関などの職員・保育士などへの研修実施
- ③医療機関などとの連携

#### （４）保育サービスの充実

勤務形態の多様化により、保護者の休日保育、病児・病後児保育への保育ニーズに答えられるよう、環境整備を行っていきます。

##### <主な取組>

- ①広域連携による休日保育、病児・病後児保育の実施
- ②町内の休日保育、病児・病後児保育事業所の整備・拡充

#### （５）母子保健事業の充実

子どもが健康に育つために、保護者を孤立させず、適切な保健指導や支援を提供します。

##### <主な取組>

- ①乳児家庭全戸訪問の実施
- ②乳幼児健診・相談会の実施
- ③関係機関とのネットワーク構築
- ④予防接種の普及啓発

基本的施策 7 社会保障制度の健全な運営

現状と課題

国民年金は、高齢期の生活基盤を支える所得保障であることから、年金制度への理解を図り、未加入者や保険料未納者を減少させていくことが必要です。

国民健康保険は、被保険者の高齢化の進行や医療技術の高度化に伴い、加入者一人当たりの総医療費は増加傾向になっており、財政状況は大変厳しく、健全な財政運営のためには、医療費の抑制と国民健康保険税の収納率の向上を図る必要があります。また、平成 30 年度から大分県が市町村とともに国民健康保険の運営を担うことになったことから、関係団体などと連携を図りながら、新制度への対応の準備を進める必要があります。

高齢化の進行に伴い、今後の加入者数の増加が見込まれている後期高齢者医療制度については、財政運営に必要な保険料の収納確保とともに、大分県後期高齢者医療広域連合と連携した制度の適正な運営やその周知を図る必要があります。

介護保険は、介護や支援が必要な高齢者を社会全体で支える制度ですが、介護保険に係る費用は、高齢化の進行により増加し続けており、制度を持続可能なものとするためには、適切な介護サービスを確保しつつ、介護保険料の上昇を抑制する必要があります。

□ 各社会保険制度の加入状況（単位：人、世帯）

区分/年度	H23	H24	H25	H26	H27
国民年金加入者 <sup>(注1)</sup>	5,319	5,260	5,161	4,961	4,854
国民健康保険被保険者 <sup>(注2)</sup>	6,922	6,886	7,020	6,857	6,698
後期高齢者医療加入者 <sup>(注3)</sup>	3,585	3,684	3,771	3,769	3,925
介護保険第1号被保険者 <sup>(注3)</sup>	6,973	7,254	7,525	7,712	7,929

(注1) 第1号・任意・第3号被保険者合計。各年度末時点（「日本年金機構市町村別状況」）

(注2) 各年度内平均数 (注3) 各年度末時点 (以上「日出町健康増進課調」)

基本方針

国民年金制度について、広報紙や啓発活動により周知徹底し、未加入者や未納者の減少を図り、将来の年金受給権の確保に努めるとともに、関係機関との連携により、各種届出や手続などの正確な情報提供と窓口の相談体制強化に努めます。

国民健康保険及び後期高齢者医療制度の持続的な運営に向けて、医療費の抑制に努めるとともに、保険税（料）の収納率の向上に努めます。

介護給付の適正化を実施し、適切なサービス提供と介護給付費の抑制の両立を目指し、地域ケア会議や住民への啓発を通じて、自立支援型ケアマネジメントを推進することにより、要介護度の改善に努めます。また、要介護認定調査の平準化を行うことにより、介護サービスを必要とする方を適切に認定するよう努めます。



## 基本的政策 I 健やかで安らかに暮らせるまちをつくる【健康・福祉】

### 目 標 指 標

項 目	現状	中間目標	最終目標
国民年金納付率（％）	63.0 (H27)	65.0 (H32)	68.0 (H37)
国民健康保険税現年課税分収納率（％）	92.7 (H27)	94.0 (H32)	94.9 (H37)
介護給付費の平均伸び率（％）	2.05 (H23～H27)	2.10 (H28～H32)	4.10 (H33～H37)

### 施策の内容＜主な取組＞

#### （１）国民年金の推進

無年金・低年金化を防ぐため、制度の意義や役割などについて普及啓発に努め、一層の理解と加入の促進をはかります。

##### ＜主な取組＞

- ①国民年金制度の広報・啓発活動
- ②加入の促進、納付の促進
- ③相談体制の充実

#### （２）国民健康保険医療費の抑制

特定健診の実施による疾病の早期発見、レセプト点検の実施、ジェネリック医薬品の普及促進などにより、医療費の抑制に努めます。

##### ＜主な取組＞

- ①特定健診の受診率の向上
- ②レセプト点検の充実
- ③ジェネリック医薬品の周知強化

#### （３）制度の啓発などによる収納確保

各保険制度の周知・啓発を図るとともに、税・保険料の滞納者の実態を把握し、適切な納付勧奨による収納確保に努めます。

##### ＜主な取組＞

- ①口座振替の勧奨強化
- ②ペイジーの活用促進
- ③コンビニ収納の充実

#### （４）国民健康保険の広域化に向けた取組の推進

平成 30 年度から大分県が市町村とともに国民健康保険の運営を担うことになったことから、県や県内市町村と連携して取り組んでいきます。

##### ＜主な取組＞

- ①県・各市町村との連携強化
- ②新制度への対応の準備強化

#### （５）介護給付費の抑制

受給者を適切に認定し、必要な介護サービスが適切に提供されるよう努め、介護予防や要介護状態の軽減や悪化の防止に資する効果的な取組を推進します。

##### ＜主な取組＞

- ①事業者指導の強化
- ②要介護認定調査の平準化
- ③自立支援型ケアマネジメントの推進



## 基本的政策

### Ⅱ 未来に続く人と文化を育む まちをつくる

## 【教育・文化】

### 基本的施策 1 幼稚園教育の充実

#### 現状と課題

幼児期は、生涯にわたる人間形成の基礎を育む大切な時期であり、幼稚園は学校教育の始まりとして「生きる力」の基礎を培う重要な役割を担っていることから、幼児教育の重要性を認識し、その内容の充実に努めるとともに、園内・園外研修、各種講座への参加などを促進し、教職員の資質の向上に努める必要があります。

町立幼稚園では園舎の耐震化は終わりましたが、施設や設備は設置から多年が経過したものが多く存在する状況であり、定期的な点検、計画的な補修などを図ることで、子どもたちが安全に過ごせる環境づくりを進める必要があります。

「園だより」や連絡帳などを活用しての情報提供や直接話し合う機会を設けるなど、保護者との連携を密にし、共通理解を図ることが必要です。また、地域に情報発信するとともに地域と積極的な交流を図ることは、子どもたちの成長にも有効であると考えられ、今後も交流を進めていく必要があります。

小学校での教育活動への変化と生活環境の変化に伴い、学校生活になじめない状態が続く、「小1プロブレム」という状態が、近年、全国的に問題になっており、小学校との連携により、その防止に取り組んでいく必要があります。

近年の核家族化・女性の社会進出・保護者の保育ニーズの多様化など社会情勢の変化に対応するため、通常の保育時間終了後に預かり保育を実施しています。保護者のニーズも高く、子育て支援の側面から今後も預かり保育事業を継続していく必要があります。

#### 基本方針

幼稚園教育要領に沿った適切な教育課程を編成し実施するとともに、地域との連携、地域資源の活用を図りながら社会性を培う幼児教育の推進に努めます。

園内研修を計画的に進めながら、重要なテーマについては、各園間での情報共有、関係機関との連携などにより、全体での協議、研修につなげていくとともに、県の幼稚園教育課程研究協議会発表に向け、町内での連携した取組（合同研修会など）を推進し、教職員の資質の向上に努めます。

定期的な施設の点検、計画的な補修に努め、遊具、園庭をはじめ学習環境の整備、保健・安全用品の充実に努めます。

保護者に向けた積極的な情報発信のほか、「園だより」や「園公開」により、保護者とのコミュニケーションづくりと地域に開かれた園づくりを推進するとともに地域の行事などで各種団体との交流を進めます。

小1プロブレムの防止について、幼稚園、保育園、小学校との連携を図り、合同研修・情報交換会を開催するとともに、園児・児童の交流活動を推進します。

保護者のニーズも多い預かり保育を今後も継続して実施します。また、社会状況の変化などに応じ、内容の充実も検討していきます。

## 基本的政策 II 未来に続く人と文化を育むまちをつくる【教育・文化】

### 目 標 指 標

項 目	現状	中間目標	最終目標
園内研修 アプローチカリキュラム <sup>(※)</sup> の 作成	全町立幼稚園で毎年度実施する。		

### 施策の内容<主な取組>

#### (1) 教育内容の充実

適切な教育課程のもと、地域との連携、地域資源の活用を図りながら、「生きる力」の基礎を培う幼児教育の充実を図ります。

<主な取組> ①幼児期にふさわしい基本的な社会性を培う教育の充実

#### (2) 教職員の資質向上

園内研修や園外研修、関係機関との連携により教職員の資質の向上を図ります。

<主な取組> ①園内研究会の充実 ②園外研究会・各種研修への参加促進

#### (3) 施設・設備の充実

園舎・遊具・園庭の定期的な点検、計画的な補修に努め、教育環境の整備充実を図ります。

<主な取組> ①施設・設備の整備（点検・補修）充実

#### (4) 家庭・地域との連携

「園だより」や「園公開」による地域への情報発信・交流を進めるとともに、家庭との連携の充実を図ります。

<主な取組> ①積極的な情報発信 ②各種団体との交流

#### (5) 小学校との連携

就学に向けたスムーズな環境移行に向けた取組の充実を図ります。

<主な取組> ①小1プロブレム防止に向けたアプローチカリキュラムの作成と実施

#### (6) 預かり保育の充実

ニーズが高く、子育て支援の観点からも預かり保育の継続・充実を図ります。

<主な取組> ①預かり保育事業の継続実施

(※) アプローチカリキュラム

就学前の幼児がスムーズに小学校の生活や学習に適応できるようにするとともに、幼児期の学びを小学校教育につなげるために作成する、幼児期の教育終了前（5歳児の10月～3月）の教育計画のこと。

### 基本的施策2 義務教育の充実

#### 現状と課題

文部科学省は、平成20年3月「生きる力」を育むという理念のもとに学習指導要領を改訂しました。「生きる力」とは、知・徳・体のバランスのとれた力であり、変化の激しいこれからの社会を生きるために、「確かな学力」、「豊かな心」、「健やかな体」の知・徳・体をバランスよく育てることが大切とされています。

「確かな学力」では、町内の全小中学校で、「芯の通った学校組織<sup>(※1)</sup>」による学力向上に向けての組織作りや、「校内研究の充実」による各校の実態に合わせた取組などを実施しており、各種の学力調査などでその成果が表れています。課題として、低学力層の底上げや、苦手とする児童生徒が比較的多い活用問題への取組が挙げられ、小学校では、夏休みのステップアップ講座<sup>(※2)</sup>や月1回の放課後補充学習時間を設定し、取組を進めています。今後もさらに充実させていく必要があります。

「豊かな心」では、豊かな人間性や公德心、社会性を育むために、道徳の時間を要とし、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進しています。課題として、「いじめ」、「不登校」などの予防や早期発見・早期対応に向けて、校内の組織体制の整備や学校と教育委員会及び各機関の連携を強めていく必要があります。

「健やかな体」では、体力の向上を図るために、体力向上推進計画に基づく一校一実践の充実と、体育専科教員の有効活用に取り組んでいます。課題として、1日の運動・スポーツ実施時間が30分未満の子どもたちや、低体力層の子どもたちを減らす取組を進めていく必要があります。

町内の小中学校に、特別支援学級として知的障がい学級と自閉症・情緒障がい学級を配置し、個別の指導計画・教育支援計画をもとに一人ひとり障がいの状況を考慮したきめ細やかな指導・支援を実施しています。今後は、障がいの多様化による個別の対応や法律の改正にともなう専門的な知識などで、これまで以上に教員の専門性が求められます。

地域・家庭との連携を図るため、町内の全小中学校に学校運営協議会を設置し、保護者や地域住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画するよう取組を進めています。今後は、これまで以上に学校の情報を地域に公表し、地域に開かれた学校づく

---

#### (※1) 芯の通った学校組織

学力・体力向上などに向けて学校の具体的な目標や取組活動が設定され、その達成のために学校全体で検証・改善を繰り返す学校、目標（芯）の達成に向けた組織的な取組を行う学校組織。このような取組を行う基盤として校長など管理職の下、ミドルリーダーたる主任などが効果的に機能する学校運営体制が構築されている学校組織、目標達成に向けた組織的な意思決定や取組の基盤となる学校運営体制のこと。

#### (※2) ステップアップ講座

子どもたちのつまづきを早期に解消し、基礎的・基本的な内容の定着を図るため、夏休みを利用して、当該小学校の教員と学習ボランティアが協力し、算数、国語を中心とした補充学習を行う事業のこと。

## 基本的政策 II 未来に続く人と文化を育むまちをつくる【教育・文化】

りを進めるとともに、地域の教育力を生かしていくために地域の協力を得る必要があります。

学校給食センターは昭和 59 年に建設され、施設・設備ともに老朽化が進んでいます。また、現在の場所は災害に対して、決して強い場所に立地しているとは言えません。よって、給食センター建替を最重要課題と捉え、早期に整備を進めていかなければなりません。

全ての小・中学校において耐震補強が完了したものの、建設から多年が経過した施設も多く、経年劣化などにより修繕が必要な箇所も多く発生しています。計画的に修繕を実施するとともに、非構造部材なども計画的解消・補修が必要です。また、近年の気象状況の変化により、夏場の温度上昇も著しいため、冷房器具設置に向けた対策も必要となっています。

### 基本方針

習熟度別指導の充実や各校の実態に合わせた補充学習などを実施するとともに、夏休みステップアップ講座を継続して開催し、基礎・基本の確実な定着と低学力層の底上げを図ります。また、2学期制により生み出された余剰時間を使って、全国学力テストの活用問題などを授業に計画的に取り入れるとともに、問題解決的な展開の授業に積極的に取り組みます。

日出町・各校で作成した「いじめ防止基本方針」を、全教職員が共通理解し、未然防止へ向けた取組や組織的な対応を進めます。また、大分県教育委員会が進める「あったかハート1・2・3<sup>(※1)</sup>」を確実に実施し、不登校への早期対応に努めるとともに、地域不登校防止推進教員やスクールカウンセラーを活用し、各小・中学校での早期対応や関係機関で連携した取組を進めます。さらに、現在、中央公民館で週1回開催されているフレンドリー広場をより充実させ、支援が必要な子供たちをサポートしていきます。

各校で体力向上推進計画を作成し、推進委員を中心に取組を進め、特に小学校では、体育専科教員を町内に1名配置し、全小学校の指導にあたります。

各校の特別支援教育コーディネーターを中心に、校内委員会を定期的で開催し、特別支援教育に対する教職員の共通理解を図るとともに、支援が必要な子どもに対する合理的配慮<sup>(※2)</sup>の校内研修を行います。

地域住民も参観できる学校公開日を年3回以上設定します。また、学校からのお知らせや調査結果などを「学校だより」や学校ホームページを活用して公表し、学校教育活動への理解と協力に役立てます。

(※1) あったかハート1・2・3

欠席1日目＝電話連絡、欠席2日目＝電話または家庭訪問、欠席3日目＝家庭訪問、欠席3日目以上＝チーム支援（担任・養護教諭・関係職員、スクールカウンセラー、関係機関連携）

(※2) 合理的配慮

障がいのある子どもが、授業の内容がわかり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていくための個別な教育的配慮のこと。

## 基本的政策 II 未来に続く人と文化を育むまちをつくる【教育・文化】

児童生徒が生涯健康で充実した生活を送るために、学校給食を教材とした継続的な食指導と教科などにおける食に関する指導の推進に努めます。また、効果的な食に関する指導を計画的に推進するため、保護者向けの講演会や学校、家庭、地域への啓発、情報提供など、連携した取組を目指します。

安全・安心でおいしい給食を提供するため、学校給食で使用する食材の安全確保と地場産物の使用の拡大に努めます。また、栄養的にバランスの取れた給食を提供し、児童生徒の健康の増進や体力の向上を目指します。

食品の衛生管理、作業工程の打合せや調理機器・機具類のチェックなど「衛生管理」の徹底に努めます。また、学校給食センターは、老朽化が進んでいるため、建替に向けて計画的に準備を進めます。その間も、必要な備品などの整備、入替は進めていきます。

修繕が必要となる箇所、非構造部材の計画的補修に努めるとともに、小学校での遊具の安全点検も定期的を実施し、子どもたちが安全に過ごせる環境づくりに努めます。あわせて、保健・安全用品の充実にも努めます。また、生活様式の変化、衛生面を考慮し、学校トイレの洋式化を進めます。夏場の気温上昇における子どもの体調管理も考慮し、エアコン設置を進めます。

### 目 標 指 標

項 目	現状	中間目標	最終目標	
大分県学力定着状況調査での正答率60%未満の児童生徒の割合（小5と中2を合わせた平均%）	25.4 (H27)	22.0 (H31)	20.0 (H37)	
いじめ事案に対する解消率(%)	99.2 (H27)	100 (H29)	100 (H37)	
平成26年度を基準とした不登校児童生徒数の減少率(%)	50.0 (H27)	55.0 (H32)	60.0 (H37)	
全国調査における町全体の低体力層(D、E層)の割合(%)	小学校	16.1 (H27)	10.0 (H32)	10.0 (H37)
	中学校	13.3 (H27)	10.0 (H32)	10.0 (H37)



施策の内容＜主な取組＞

(1) 確かな学力の育成

基礎・基本の確実な定着と低学力層の底上げを図ります。

＜主な取組＞

①習熟度別指導の充実 ②補充学習の実施 ③夏休みステップアップ講座の実施 ④ICTを活用した教育の充実

(2) 豊かな心の育成（生徒指導の充実）

いじめ、不登校などの未然防止や早期発見・即時対応を行うとともに、日出町教育支援センターなどとの連携を図ります。

＜主な取組＞

①いじめの未然防止・早期発見・早期対応 ②「あったかハート1・2・3」の確実な実施 ③道徳教育の充実

(3) 健やかな体の育成

体育授業のより一層の工夫と運動の日常化への取組を通して、運動への愛好度を高め体力の向上を図ります。

＜主な取組＞

①体力向上推進計画の推進 ②一校一実践の実施  
③体育専科教員の活用

(4) 特別支援教育の充実

全教職員の共通理解に基づいた校内支援体制を確立し、一人一人に応じた適切な教育的支援の充実を図ります。

＜主な取組＞

①校内支援体制の確立 ②「個別の指導計画」、「個別の教育支援計画の作成」 ③合理的配慮による支援の充実

(5) 地域・家庭との連携

学校の教育目標達成に向けて、学校、地域、家庭の連携を進めます。

＜主な取組＞

①学校運営協議会の活用 ②特色ある学校づくりの推進  
③学校情報の公開

(6) 学校給食の充実

学校給食センターの建替を推進します。また、学校給食を活用した食に関する指導を図るとともに、安全・安心でおいしい給食を提供します。

＜主な取組＞

①食育の推進 ②給食内容の充実 ③衛生管理の徹底

(7) 施設・設備の充実

計画的な施設整備、修繕を進めるとともに、防災教育の充実を図ります。

＜主な取組＞

①施設・設備の整備充実 ②防災教育の充実

### 基本的施策3 生涯学習の充実

#### 現状と課題

核家族化や地域コミュニティ意識の希薄化が進行するなか、町内の各地区公民館や自治公民館では、住民の交流、学習及び地域課題の解決に向けた取組が行われていますが、それらの取組の成果は、必ずしも顕著なものとは限らず、今後は、これらの活動の検証と、主体的・自治的な取り組みを促進する必要があります。

社会教育における公民館活動には、地域コミュニティの再生、すなわち地域づくりの中核としての役割が求められていますが、高齢化やコミュニティ意識の希薄化から、地域活動を積極的に担っていく人材が不足しており、地域人材の掘り起しと人材養成、活動拠点や推進体制の整備など総合的な取組が必要です。

平成27年7月に開館した日出町立図書館は、旧図書館の5倍もの面積を有しており、文教の町にふさわしい学びの場とコミュニティセンター的な役割を持ち、子どもから高齢者まで全ての町民が利用できる施設となっています。そのため、利用者のニーズに応じた蔵書の充実を図っていくことが大切であり、多様化するニーズの把握や適切な利用者対応が求められます。また、日出町子ども読書活動推進計画に基づき、子どもたちの読解力、想像力の養成に大きく寄与する「知の拠点」としての役割を果たすことも必要です。

#### 基本方針

学習機会の必要性を普及・啓発しながら、世代に応じた学習機会の提供に努め、自らの意思で生涯にわたって学習し、学んだ成果を地域で生かせる環境づくりを推進するとともに、子どもの健全育成のため、地域全体で子どもたちを守り育てる環境づくりを推進します。

地域課題の解決のため、コミュニティ意識の高揚に向けた自主的な地域づくり活動を支援するとともに、その活動の担い手の発掘・育成に努めます。また、地区公民館・自治公民館・ふれあいセンターを地域の拠点とし、各種団体や自治区との緊密な連携を図りながら、地域の特性を生かした地域づくり活動を支援します。

「文教の町」にふさわしい図書館として広く親しまれるよう、蔵書や貸出機能だけでなく展示・催し物や利用者へのレファレンスサービス<sup>(※)</sup>の充実を図ります。また、子どものころから本に慣れ親しむ環境づくりとして、関係機関・団体との連携による子ども読書活動を推進します。

(※) レファレンスサービス

利用者の問い合わせに応じ、図書の照会や検索をする業務のこと。

目 標 指 標

項目	現状	中間目標	最終目標
公民館主催教室開催数（教室）	6 (H27)	8 (H32)	10 (H37)
子ども会組織率（％）	80.0 (H27)	85.0 (H32)	90.0 (H37)
年間貸出冊数（冊）	109,396 (H27)	136,000 (H32)	170,000 (H37)
町内の読み聞かせ団体数(団体)	8 (H27)	10 (H32)	12 (H37)

施策の内容＜主な取組＞

（１）世代に応じた学習機会の提供

世代に応じた学習機会の提供に努めることで、生涯にわたって学習し、学んだ成果を地域で生かせる環境づくりを推進します。

＜主な取組＞ ①公民館主催教室 ②地区公民館活動 ③自治公民館支援活動

（２）子どもの健全育成

子どもが実際に参加し、社会に寄与することの大切さを学ぶ機会を提供するとともに、地域全体で子どもたちを見守り育てる環境づくりを推進します。

＜主な取組＞ ①土曜日教育支援体制等構築事業 ②子ども会活動支援事業  
③子ども会指導者研修会 ④ジュニア・リーダー研修会

（３）公民館活動を通じた人・地域づくり

人・地域づくりを推進し、地域活動の担い手の育成、地域コミュニティ再生に向けた自主的な地域づくりを支援するとともに実践的な人材を養成します。

＜主な取組＞ ①地域リーダー養成事業 ②実践発表会 ③講師派遣事業  
④自治公民館新築補助事業

（４）図書館活動・サービスの充実

蔵書や利用環境の充実を図るとともに、丁寧で適切なレファレンスサービスに努めます。また、図書館関係団体間の交流を促進し、活動の活性化を支援します。

＜主な取組＞ ①蔵書・利用環境の充実 ②レファレンスサービスの充実  
③図書館展示や催しの充実 ④各種団体間の交流促進

（５）子ども読書活動の推進

関係機関や団体との連携を図り、子どもの発達段階に応じた資料の充実と情報提供を行い、子どもが読書に親しみやすい環境づくりを推進します。

＜主な取組＞ ①ブックスタート事業への協力 ②読み聞かせ活動の推進  
③読書感想文・感想画コンクールなどの実施

### 基本的施策4 歴史・文化的資源の保存・活用

#### 現状と課題

本町の指定・登録文化財件数は、平成期に入ってから指定件数は微増の状況にあり、この件数は、本町の魅力を示すバロメーターともなるため、既指定・登録文化財の再評価と、新規指定・登録の促進を図る必要があります。

これまで埋蔵文化財の調査・保存は、官・民主導の開発事業計画の中で進められてきました。埋蔵文化財は他の文化財と同様に、わが町の歴史・文化を伝える遺産であると同時に、文化財保護法に基づき保存を義務付けられた文化財でもあり、今後、埋蔵文化財の調査・保存体制の強化を図る必要があります。

本町に守り伝えられてきた郷土の伝統文化・芸能は、継承者の不足と高齢化が年々深刻化し、今後は継承者個人の問題に終わらせることなく、わが町の歴史・文化を保存・継承していくという観点の下、学校や地区などと連携して保存活動に取り組み、早急な対策を講じる必要があります。

平成27年、歴史資料館・帆足萬里記念館が開館しました。貴重な郷土の歴史・先哲資料を収集・保存し、展示公開などの有効活用を図るためには、文化財施設としての改修・整備を計画的に実施する必要があります。

本町の歴史・文化を町民に広く周知し、また、碩学帆足萬里を顕彰するためには、資料の収集・保存、調査・研究を通じて、その成果を披露する企画展示、講座、講演会、シンポジウムの開催や書籍の刊行などを定期的に行う必要があります。

平成27年に修復が完了した日出藩校致道館では、歴史・文化財講座を中心に普及啓発を図ってきました。今後は本町の教育の象徴として位置付け、種々の人材育成を図る施設として、諸分野の関係機関と連携し、広く有効活用を図る必要があります。

#### 基本方針

本町の特色ある歴史・文化を町内各地区において広く抽出し、調査・修復・整備を推進するとともに、文化財として指定・登録の保護を図ります。また、土中に埋もれた埋蔵文化財が、開発により消失することを防ぐため、関係機関と協議・連絡を密にし、埋蔵文化財の調査・保護を図っていきます。

今日まで守り伝えられてきた本町の歴史・文化の保存・継承、また、調査・研究者の育成と支援の推進を図っていきます。

本町に長く受け継がれた歴史資料や、碩学帆足萬里や師弟に係る先哲資料の収集・調査・保存を図り、広く普及啓発を図っていきます。

本町の歴史・文化財保護施策を通じ、町民一人ひとりが、日出町に生まれ、育ち、くらしを営むことへの誇り、そして日出町への愛着を育むことを目指します。

目 標 指 標

項 目	現 状	中間目標	最終目標
文化財指定・登録件数（件）	累計 40 (H27)	累計 46 (H32)	累計 50 (H37)
歴史・先哲資料所在・収集調査数 <sup>(※)</sup> （件）	累計 2 (H27)	累計 10 (H32)	累計 20 (H37)

(※) 所在調査：現地（個人宅）での調査（整理、計測、目録作成、写真撮影）

収集調査：所在調査の精度を上げたもの

施策の内容<主な取組>

(1) 歴史・文化的資源の調査・研究

町の歴史・文化、先哲に係る遺産を、収集、調査・研究し、文化財としての価値を定め、後世への適切な保存継承を図ります。

<主な取組>

- ①歴史・文化、先哲に係る遺産の調査・研究及び文化財指定・登録
- ②歴史・文化、先哲に係る資料の収集・保存及び調査・研究

(2) 歴史・文化的資源の保存・活用

町の歴史・文化、先哲に係る遺産を、その文化財価値が損なわれないよう適切な保存を図るとともに、町の歴史・文化、先哲への誇りと愛着を育む活用を図ります。

<主な取組>

- ①町の歴史・文化や先哲に係る遺産の修復・整備
- ②文化財の所有・管理状況の把握、防災点検及び訓練
- ③歴史資料館・帆足萬里記念館の文化財収蔵・展示施設としての改修・整備
- ④各種歴史講座、講演会、シンポジウム、書籍発行などの普及啓発並びに情報発信

(3) 歴史・文化的資源の愛護・啓発

町に伝えられてきた伝統文化の保存継承者、町の歴史・文化、先哲の調査・研究者を育成し、町民と連携して町の歴史・文化的資源の愛護・啓発を図ります。

<主な取組>

- ①町の伝統文化の保存・継承者の育成及び育成支援
- ②町の歴史・文化、先哲に係る調査・研究者の育成及び育成支援

### 基本的施策5 芸術・文化・スポーツの振興

#### 現状と課題

価値観の多様化や余暇の増大により、文化・芸術活動へのニーズが拡大する一方で、母体となる文化協会は後継者不足という課題を抱えています。町民一人ひとりが参加出来る機会の創出、施設の整備が求められています。

子どもの体力・運動能力は、横ばいもしくは低下の傾向にあります。成人の運動実施率も全体的に低く、これらを解消するため総合型地域スポーツクラブ「ひまわりのたね」の運営に対する支援を行っています。また、高齢者の健康維持への関心の高まりといった現状に対し、環境やきっかけづくりに取り組む必要があります。

競技スポーツを推進するにあたっては、目標設定が必要であり、成果を上げることも必要となります。全国大会へ出場する選手を育成するとともに、県民体育大会などの成績の向上に努める必要があります。

#### 基本方針

文化協会の自主的な活動を支援するとともに指導者となる人材の育成を図ります。文化協会の人材を活かして、一般向けの文化講座のほか、子ども向けの教室などの開催・開設支援により、町民全体の芸術文化活動への参加を促進します。

ひじ文化まつりなどを通して、町民の芸術・文化活動の場を提供する一方、講演会や音楽会などを開催し、優れた芸術・文化を観賞する機会をつくります。また、瀧廉太郎の功績を称え、顕彰活動に取り組めます。

子どもから高齢者まで誰もが気軽に楽しめるスポーツレクリエーションの充実に取り組めます。また、その環境づくりの一端を担う「ひまわりのたね」の運営・活動を支援します。

県民体育大会は、地域のスポーツ力を結集して臨むものであり、単一競技の成績向上のほか出場競技種目の増加のためには、各競技種目の指導者の育成や選手の発掘が必要となります。

九州・全国大会など上位大会に出場するスポーツ少年・少女団、学校における部活動、成人スポーツクラブや個人競技者に対して支援するなど、競技スポーツに取り組める環境づくりを推進します。

## 基本的政策 II 未来に続く人と文化を育むまちをつくる【教育・文化】

### 目 標 指 標

項 目	現状	中間目標	最終目標
文化協会加入者数（人）	967 (H27)	1,100 (H32)	1,200 (H37)
文化まつり参加者数（人）	2,128 <sup>(※)</sup> (H25~H27)	2,500 (H32)	2,700 (H37)
総合型地域スポーツクラブ「ひまわりのたね」会員数（人）	347 (H27)	700 (H32)	1,000 (H37)
県民体育大会総合順位（位）	10 (H27)	8 (H32)	8 (H37)

(※) 3カ年の平均実来場者数

### 施策の内容<主な取組>

#### (1) 自主的で創造性豊かな芸術文化の振興

文化協会の活動の支援と合わせ、協会の人材を活用した教室や講座の開催、または協会独自の教室などの開設支援を行うなど町全体での芸術・文化活動意識の高揚を図ります。

<主な取組> ①文化協会推進補助事業 ②各種文化教室・講座の開催

#### (2) 芸術・文化の創造と鑑賞機会の充実

ひじ文化まつりなど、芸術・文化活動の披露の場を提供するとともに講演会や音楽会など優れた芸術・文化に触れあう機会の提供を図ります。

<主な取組> ①ひじ文化まつりの開催 ②瀧廉太郎記念音楽祭の開催

#### (3) ライフステージ（世代）に応じたスポーツの推進

総合型地域スポーツクラブやスポーツ関係団体と連携し、ニーズに応じた幅広いスポーツ環境の充実に努めます。

<主な取組> ①「ひまわりのたね」支援事業 ②体育振興補助事業  
③体育施設管理事業

#### (4) 競技スポーツの推進

指導者の育成と選手の発掘に努めるとともに、選手強化、全世代の全国・九州大会参加者への支援を充実します。また、体育協会表彰を積極的に行うなど顕彰に努めます。

<主な取組> ①体育協会補助事業 ②体育振興補助事業  
③スポーツ少年団育成事業





## 基本的政策

### Ⅲ 安全・安心な生活を守る まちをつくる

## 【防災・防犯】

基本的施策 1 防災体制の確立

現状と課題

東南海・南海トラフ大地震が起こった場合、大分県の予測調査によると日出港に1m高の波が85分後に到達し、最大津波高である5.01mの津波が108分後に到着すると想定されています。いち早く津波の発生を伝えるため、沿岸部を中心に防災行政無線の子局を33機設置済みです。

平成28年4月に起こった熊本地震では、被害は小さかったものの、自主避難者や車中避難者への対応が十分ではなかったことから、今後の避難所運営や災害本部体制の見直しの必要があります。

防災倉庫の整備と食料の備蓄については、1,760人分の3日分を想定し、毎年備蓄と更新を行っています。主食については計画通りに進んでいますが、副食や生活用品など今以上に備蓄が必要と考えられるものもまだまだ多い状況です。

台風を中心とした風水害、土砂災害については、県の実施する基礎調査や地元説明会と連携を取りながら、防災マップの更新や地域防災計画への記載、避難所などの整備を行う必要があります。

自主防災組織の組織率は100%ですが、各防災組織の育成や約160名いる防災士会との関係強化など、町民の日頃からの防災意識の向上が求められています。

□ 大分県の主要台風気象資料

期 間 月 日	台風 番号	最低気圧 (hPa (mb))	風 向	最大瞬間風速 (m/s)	総降水量 (mm)
22. 8. 11	4	1005.0	南南西	15.6	0.5
22. 9. 7~8	9	1004.7	南南西	13.4	0.0
23. 7. 18~20	6	980.9	北北東	21.6	57.5
23. 9. 2~4	12	987.2	西北西	20.6	44.5
23. 9. 19~21	15	996.1	北西	16.8	280.0
24. 6. 18~19	4	991.8	北西	10.1	67.5
24. 9. 16~17	16	998.4	南	20.3	88.5
25. 9. 3~4	17	1003.6	北	11.9	160.0
25. 9. 15~16	18	997.1	北北西	20.8	0.0
25. 10. 23~25	27	1006.2	北西	13.8	215.0
26. 7. 8~10	8	986.6	南南東	21.7	4.0
26. 8. 7~10	11	987.2	北東	20.3	81.0
26. 10. 10~13	19	985.9	北北東	24.1	165.0
27. 8. 23~25	15	979.7	南南東	29.6	49.0

(「大分県統計年鑑(資料:大分地方気象台)」)

基本方針

日頃からの災害への意識向上や、自主防災組織の活動促進、防災士の育成などを進め災害に強いまちづくりに取り組みます。

東南海・南海トラフ大地震による津波への対応だけではなく、大雨による土砂災害、地震災害などあらゆる災害に対応できる総合的な災害対策に取り組みます。

日出町地域防災計画に基づき着実に防災施策・災害対策を進め、各種機関との連携や災害対策本部の運営強化に取り組みます。

目標指標

項目	現状	中間目標	最終目標
防災講話・街あるき講座の実施 自主防災組織（団体）	3 (H27)	20 (H32)	30 (H37)
防災士のいる自治区の割合(%)	98.7 (H27)	100 (H32)	100 (H37)

施策の内容<主な取組>

(1) 災害に強いまちづくり

自然災害の発生を防ぐことはできませんが、災害が起こった場合の対応や事前準備は被害を小さくできる減災につながります。そのために町民の防災意識の向上をめざします。

<主な取組>

①防災士会との関係による自主防災組織の防災訓練、街あるき講座の実施

(2) 防災行政無線整備計画の見直し

防災情報をいち早く伝えるためのハード整備を行います。

<主な取組>

①山間部への防災行政無線の設置  
②個別受信機の設置

(3) 災害対策本部の運営強化

災害に適切に対処できる本部体制の確立とそのため研修を行っていきます。

<主な取組>

①災害対策本部の運営研修 ②職員への研修

基本的施策2 消防・救急体制の充実

現状と課題

常備消防である杵築速見消防本部からメールによる火災情報の提供や本部の無線を受信できるようにするなど連絡体制、相互連携が随時強化されています。

消防団については日出町全体で7分団22部（女性部を含む）、約280名で構成されていますが、高齢化が進み、新しい入団者がいない地域もあり、消防団員の確保が問題になっています。

消防団の装備については小型簡易無線機や安全靴の配布などを行ってきており、消防団員が安全に活動できるよう整備強化を行っています。

消防設備・施設については積載車や小型ポンプの更新を計画的に行っており、防火水槽や消火栓といった消防水利についても確保に努めていきます。

高齢化により、また県内の交通体系の要衝であることによる交通量が多いこともあり、救急車の出場件数は増加傾向にあります。そのためには救急救助隊員の増加や救急体制の強化が求められています。また、医療機関とも連携し、救急患者の受入体制の充実に努める必要があります。

□ 日出町消防団員数（単位：人、％）

区分/年度	H25	H26	H27	H28
消防団員数	307	297	288	283
うち女性部	14	12	12	12
組織率 <sup>(注)</sup>	95.9	92.8	90.0	88.4

(注) 組織率＝消防団員数（女性部を含む）÷定員数（320）。

(各年度4月1日現在「日出町総務課調」)

□ 火災発生状況（単位：件、世帯、人）

区分/年度		H23	H24	H25	H26	H27
損傷	建物	2	1	4	3	3
	林野	0	0	0	0	0
	車両	0	3	4	2	1
	その他	1	1	0	1	2
	計	3	5	8	6	0
罹災	世帯数	1	1	3	3	5
	人数	7	5	6	7	6

□ 日出消防署救急出場状況（単位：件）

区分/年度	H23	H24	H25	H26	H27
総数	921	988	954	1,033	1,001

(以上、「杵築速見消防組合消防年報」)

基本方針

消防団員の確保や装備の充実に取り組むとともに、積載車や小型ポンプの更新に計画的に取り組めます。また、防火水槽、消火栓の設置や機庫の補修など防災設備・施設の充実に取り組めます。

杵築速見消防本部との連携を強化し、一体となった消火活動が行えるようにするとともに、消防本部、医療機関と連携し、迅速かつ的確な救急体制を構築していきます。

目標指標

項目	現状	中間目標値	最終目標値
消防団員組織率（％）	90.0 (H27)	95.0 以上 (H32)	95.0 以上 (H37)

施策の内容＜主な取組＞

（１）消防団の充実

若手の消防団員の確保に努めるとともに、火災や災害に対応できる装備品の充実に図っていきます。

＜主な取組＞	①消防団員の確保 ②団員装備の充実
--------	----------------------

（２）防災設備・施設の充実

積載車などの定期的な更新を行うとともに、消防水利の充実に図っていきます。

＜主な取組＞	①積載車、小型ポンプなどの更新 ②消防水利の確保 ③消防機庫の改修
--------	--------------------------------------

（３）杵築速見消防本部との連携強化

消防本部による指導により消防団員の消火技能向上を図るとともに、火災発生時や災害時の救急・救助など迅速な対応ができるよう連携を強化していきます。

＜主な取組＞	①消防団員訓練への指導・参加 ②救急・救助体制の確保
--------	-------------------------------

基本的施策 3 町民生活の安全性の向上

現状と課題

本町では、安全・安心に対する町民の意識が高く、多くの地区で自主防犯組織（防犯パトロール隊）が結成され、子どもや高齢者など社会的弱者の見守りや地域内の巡回活動を行っており、今後も地域住民主体の防犯活動が期待されます。そのなかで、日出町防犯協会連合会や杵築日出警察署との連携により防犯灯整備に対する助成やJR駅などの防犯カメラの設置の検討を順次進めていますが、防犯灯については地区からの要望も多く、設置が追い付いていない状況にあります。

本町の交通は、自動車交通量の増加、高齢化社会の進展に伴う高齢者の交通事故の増加など、取り巻く環境は厳しさを増しています。このような状況を踏まえ、関係機関と一体となって、町民の交通安全意識の高揚・交通安全思想の普及を図っていく必要があります。

近年、社会情勢・生活形態の変化に伴い、生活の安全性が脅かされるケースも増加しており、本町においても、インターネット購買をめぐる問題、高齢者を狙った訪問販売・送り付け商法などの巧妙な犯罪行為、商品の虚偽表示や製品事故など消費者トラブルが増加しています。そのようななか、平成24年度から専門の相談員を配置するとともに、大分県など関係機関と連携し、消費者トラブルの相談業務を行っていますが、消費生活の安全性を高めるためには、消費者自身への啓発や、万が一被害にあった際の相談・支援体制の充実化が求められます。

□ 町内の年間交通事故（人身事故のみ）発生件数の推移（単位：件、人）

区分/年	H22	H23	H24	H25	H26	H27
発生件数	120	137	139	115	123	125
死者	1	0	3	0	3	1
負傷者	160	189	177	159	160	164

（大分県警察本部「交通統計」）

□ 刑法犯認知件数の推移（単位：件）

区分/年	H22	H23	H24	H25	H26	H27
認知件数	126	86	75	61	76	52

（大分県「大分県市町村の犯罪概況」）

基本方針

自主防犯組織の育成や充実に向けた支援、LED防犯灯の整備に対する助成を行うとともに、杵築日出警察署や日出町防犯協会連合会と連携し、防犯への意識付けを地域で取り組めるよう啓発、防犯施設の整備を推進します。

交通安全施設や通学路の整備を図るなど交通安全環境の向上に努めるとともに、関係機関や各種団体と連携した町民参加型の交通安全教育やキャンペーンなどにより、交通道德の向上や交通安全意識の高揚を図ります。

## 基本的政策 Ⅲ 安全・安心な生活を守るまちをつくる【防災・防犯】

消費者問題に関する専門員や専門機関による相談体制を確保します。また、消費者トラブルに関するパンフレット・チラシの配布や出前講座などにより消費者意識の啓発を促すなど、消費者トラブルに陥らないための取組を推進します。

### 目 標 指 標

項 目	現状	中間目標	最終目標
防犯灯設置補助数（件）	55 (H27)	50 (H32)	50 (H37)
交通事故（人身事故）発生件数 （件）	125 (H27)	100未満 (H32)	100未満 (H37)
刑法犯認知件数（件）	52 (H27)	毎年、前年比減を目指す。	

### 施策の内容＜主な取組＞

#### （１）自主防犯組織への支援

既に活動している自主防犯組織への支援はもとより、新たに組織づくりをする地域への支援を関係機関とともに行います。

##### ＜主な取組＞

- ①自主防犯組織研修会の実施
- ②自主防犯組織活動、設立に対する支援

#### （２）防犯意識の啓発と防犯施設の充実

地域における防犯意識高揚のための啓発活動に努めるとともに、「犯罪をさせない」ための防犯施設の整備を関係機関と連携して推進します。

##### ＜主な取組＞

- ①防犯広報誌の発行
- ②防犯講演会の開催
- ③LED防犯灯の設置補助

#### （３）交通安全施設の整備と交通安全運動の推進

町道などの交通安全施設を整備するとともに、子どもから高齢者まで、また運転者・歩行者の別なく、町民参加型交通安全運動・交通安全教育を推進します。

##### ＜主な取組＞

- ①交通安全施設の整備
- ②交通安全運動の推進
- ③交通安全教育の推進

#### （４）相談体制の充実と消費者意識の啓発

関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。また、啓発用冊子の配布などの消費生活情報の提供や出前講座の開催など、消費者意識の啓発に努めます。

##### ＜主な取組＞

- ①相談員による相談体制の確保
- ②関係機関との連携による相談体制の充実
- ③情報提供、啓発活動の推進





## 基本的政策

### IV 産業振興により活力ある まちをつくる

#### 【産業振興】

基本的施策 1 農林業の振興

現状と課題

本町の農林業は、混住化問題や農林業従事者の高齢化、後継者不足、農地の減少、遊休農地の増加、森林やため池などの管理不足などが課題となっています。また、生産現場では農産物価格の低迷や生産経費の高騰など、生産者を取り巻く情勢は厳しい状況にあり、近年では、イノシシ、シカ、カラスなどの有害鳥獣による農作物被害も増加してきており、これらの対策は喫緊の課題となっています。

第1次産業は、人口減少、グローバル化の進展、ライフスタイルの変化による消費者ニーズの多様化など、いまだ経験したことのない社会構造の変化に直面しており、大きな転換期を迎えています。今後、農林業の明るい展望を切り拓くためには、更なる構造改革を進め、情勢の変化に果敢にチャレンジし、農山村の活力を創出していくことが大切であり、あわせて近年発生が多い自然災害などにも対応していく必要があります。

農林業の振興には、中核的な担い手、後継者、新規就農者のほか、帰郷者や移住者などのアクティブシニア<sup>(※)</sup>、女性の経営参画や集落営農など多様な担い手の確保・育成に努めることが重要です。また、その他にも農村集落道などの整備をはじめとする快適に暮らせる農村環境整備なども重要な課題となっています。

農林業・農山村が有する多面的機能は、生産活動によって維持・発揮されることから、農地・農業用水など地域資源の保全管理活動を地域全体の取組として支援していく必要があります。また、森林保全、遊休農地の解消に向けた取組も重要です。

□ 農家数・就業人口、経営耕地面積の推移（戸、人、a）

区分/年度	H7	H12	H17	H22	H27
農家数	1,357	1,214	1,085	956	803
就業人口	1,756	1,457	1,144	939	685
田	46,284	37,923	29,610	27,410	24,932
畑	22,608	20,388	15,903	16,506	12,974
樹園地	22,819	20,191	14,405	11,832	10,933
耕地面積計	91,711	78,502	59,918	55,748	48,839
一戸当り面積	68	65	55	58	61

（「就業人口」は販売農家での数値、「一戸当り面積」は経営耕地面積÷農家総数。「農林業センサス」）

□ 新規就農者数、認定農業者（経営体）数の推移（単位：人、経営体）

区分/年度	H23	H24	H25	H26	H27
新規就農者数（うち35歳未満）	2(2)	9(5)	2(2)	5(4)	6(6)
経営体数（うち法人）	86(11)	82(11)	80(11)	79(11)	70(10)

（「農業青年・新規就農者の概要」、「日出町農林水産課調」）

（※）アクティブシニア

団塊世代を中心に、自分なりの価値観をもつ元気な世代であり、年齢に関係なく仕事や趣味に非常に意欲的で、社会に対してもアクティブに行動するシニア（高齢者）のこと。

## 基本的政策 IV 産業振興により活力あるまちをつくる【産業振興】

### 基本方針

中核的な担い手の育成や新たな担い手の確保、新たな価値を創出する6次産業化など構造改革の取組を行うとともに、産地間競争に勝ち抜く生産力の強化や農林業者の経営支援にも取り組みます。

また、地域の核となる若手リーダーの育成や集落営農の推進、女性の経営参画・起業を進めるとともに、新規就農希望者へのワンストップ窓口の整備を行い、アクティブシニアを含む多様な担い手の育成に取り組み、農山村の活性化を進めます。

販路・消費拡大に向け、変化する消費者の多様なニーズに対応した商品づくりや特産品づくり、ブランド化の確立に向け、取り組みます。

農山村に潜在する様々な資源の活用や生産・生活環境基盤の整備を進めるほか、集落機能の維持・向上に取り組みるとともに、生産性・収益性に大きく影響を及ぼす鳥獣害への対策、雑草・病害虫の発生や農地の面的集積を阻害する遊休農地の発生抑制・解消などに取り組みます。

### 目標指標

項目	現状	中間目標	最終目標
認定農業者数（経営体）	70 (H27)	77 (H32)	77 (H37)
有害鳥獣による被害額 (千円/年)	1,869 (H27)	1,495 (H32)	1,196 (H37)

### 施策の内容<主な取組>

#### (1) 担い手の確保・育成

農地の情報収集やマッチングなど新規就業者の確保に取り組みるとともに、中核的な担い手や若手リーダーの育成、女性の経営参画を支援します。また、集落営農組織の設立や法人化の支援、企業の参入を促進し、活動体の強化に取り組みます。

#### <主な取組>

①ワンストップ窓口の整備 ②新規参入者の支援・第3者継承の推進 ③女性や後継者組織の活動支援など ④集落営農組織の設立・法人化の支援

(2) 生産基盤の保全・整備

生産・生活基盤の整備により生産の効率化や利便性の向上、災害に強い農山村づくりに取り組みます。また、近年被害額が増加し、農林業経営に直接影響を及ぼしている鳥獣害対策を強化・効果的に行うとともに、別杵速見森林組合と連携し、森林資源の適正な管理及び維持培養に努めます。

<主な取組>	①補助事業などによる規模拡大 ②農地中間管理事業 <sup>(※1)</sup> の活用促進 ③農業水利施設・ため池・農道などの整備 ④鳥獣被害対策設備の設置支援 ⑤別杵速見森林組合との連携強化
--------	---

(3) 活力ある農山村づくり

高齢者などの地域住民が生き生きと生産活動に取り組める環境づくりを推進するとともに、地域住民との共同活動などにより農山村の多面的機能を保全します。また、農地流動化や景観作物の作付、市民農園的活用を推進し、遊休農地の解消を図ります。

<主な取組>	①日本型直接支払制度 <sup>(※2)</sup> の活用 ②農地流動化の推進 ③遊休農地解消の取組の強化
--------	---

(4) 安全・安心で売れる農畜産物の生産

「安心いちばんおおいた産農産物認証制度<sup>(※3)</sup>」の普及・定着、有機栽培などの環境に優しい生産技術の普及拡大を進めるとともに、家畜伝染病の発生防止の徹底や発生時の蔓延防止対策を強化し、安全・安心な生産物・生産現場の確保を図ります。また、安全・安心であることに加え、6次産業化の支援や「日出町産」、「世界農業遺産」のブランド力を強化し、「売れる農産物」の生産強化を推進します。

<主な取組>	①安心いちばんおおいた産農産物認証制度の普及促進 ②有機農業・環境型保全農業の推進 ③家畜伝染病対策の強化 ④日出町ブランド化推進事業 ⑤世界農業遺産地域ブランド認証制度の活用
--------	--

-----  
(※1) 農地中間管理事業

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づき、農地中間管理機構が農家から農地を借り受け（集積）、農業経営の効率化や規模拡大を考えている受け手（担い手農家など）に貸し付ける制度・事業のこと。

(※2) 日本型直接支払制度

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律に基づく、「地域活動」や「営農活動」に対する補助制度。

(※3) 安心いちばんおおいた産農産物認証制度

大分県独自の安全性基準に基づいて栽培された農産物を「安心いちばん農産物」として認証するもので、県独自の3つの要件①生産履歴の整備、②農産物安全チェック、③残留農薬自主検査を満たす取組や、更に化学合成農薬及び化学肥料の使用を低減する取組を認証機関が認証し、認証マークを表示して販売する制度。

(5) 生産力の強化と販路・消費の拡大

地理的条件の強みを活かし、品目や産地の拡大、生産性の向上、特色のある生産品の産出や6次産業化など生産力の拡大と品質向上の取組を強化するとともに、農地の集積・集約化などコスト削減・効率化を促進し、競争力の強い農林業の確立に向けて取り組めます。また、地域固有品目の栽培支援やPR活動、地産地消活動の推進など販路・消費拡大に向けた取組を強化します。

<p>&lt;主な取組&gt;</p>	<p>①園芸品目の産地拡大 ②高生産性栽培システムの普及 ③販路の拡大・農林産物のPR強化 ④飼料用米を給与・活用した特色あるブランド化の推進 ⑤農地の集積・集約化、水田フル活用の推進 ⑥地域固有品目の栽培支援</p>
---------------------	---

基本的施策2 水産業の振興

現状と課題

水産業を取り巻く環境は漁獲量の減少、魚価の低迷、就漁者の高齢化、後継者不足など厳しい状況にあり、地域の活力低下にも繋がっています。

低迷する水産業の振興や漁家の経営安定化には、従来の獲る漁業から「つくり・育て・管理する」資源管理型漁業<sup>(※)</sup>への転換を推進しています。

水産資源増大には中間育成施設を利用したマコガレイ大型種苗(12cm)の育成・放流を継続して行い、漁業者自ら漁獲制限を実施し放流魚及び天然魚の増殖を図る必要があります。

また、これからは消費者のニーズにあった水産物の安定供給、加工品の開発、地産地消運動の推進、販路の拡大にも目を向ける必要があります。

□ 就業者と漁獲量の推移(単位:人、t)

区分/年度	H23	H24	H25	H26
水産就業者	101	101	101	98
漁獲量	(注) 269	711	696	579

(注) 一部の水揚げ量含まず。「港勢調査」

□ 漁業就業の状況(単位:経営体、人)

区分/漁業地区		大神	日出	合計
経営体	個人経営体(うち後継者あり)	42(6)	30(1)	72(7)
	会社	2	1	3
	計	44	31	75
就業者	自家漁業のみ	53	36	89
	漁業雇われ(うち町内居住者)	28(18)	11(10)	39(29)
	計	81	47	128

(「2013年漁業センサス」)

基本方針

漁業の安定経営のための資源管理型漁業により水産資源の増大を図るとともに、消費者ニーズに応じた水産物の供給、加工品の開発を支援するほか、地産地消運動やPR活動など水産物の消費・販路拡大に向けた取組を支援します。

(※) 資源管理型漁業

漁業者が主体となって地域や魚種ごとの資源状態に応じ、資源管理を機動的に行うとともに、漁獲物の付加価値向上や経営コストの低減などを図ることにより、将来にわたって漁業経営の安定、発展を目指す漁業のこと。

## 基本的政策 IV 産業振興により活力あるまちをつくる【産業振興】

就業者数減少対策として、新規漁業就業者の確保に取り組みます。また、観光漁業など新しいスタイルの漁業に取り組む事業者を支援します。

### 目 標 指 標

項 目	現状	中間目標	最終目標
マコガレイの漁獲量（t）	3.0 (H26)	5.0 (H32)	10.0 (H37)
ナマコの漁獲量（t）	52.2 (H26)	75.0 (H32)	100.0 (H37)

### 施策の内容<主な取組>

#### （１）資源管理型漁業の推進

中間育成施設を利用した種苗育成放流の実施、漁獲制限による資源の増殖を目指します。

<主な取組>	①かれいの大型種苗（12cm）の放流 ②かれいの漁獲制限（15cm）設置 ③クルマエビ・ガザミなどの継続放流 ④ナマコ、カキなどの養殖支援
--------	--

#### （２）販路拡大・地産地消の推進

消費者のニーズに応じた水産物の安定供給、加工品の開発、地産地消運動の推進、販路拡大を目指します。

<主な取組>	①大都市圏での日出産水産物のPR事業 ②学校給食への活用 ③大学と連携した商品開発
--------	--

#### （３）漁港施設の維持管理

漁港施設・漁場施設の機能保全計画により年次計画を立て維持管理を図ります。

<主な取組>	①年次計画による修繕・改修の実施による更新コストの平準化・縮減
--------	---------------------------------

#### （４）新規漁業就業者の支援

意欲ある若者が漁業に新規参入し、継続して漁業に携わるための環境を整えるとともに、漁業の高付加価値化を担う人材を確保・育成します。

<主な取組>	①青年就業準備給付金の給付 ②長期研修に対する助成
--------	------------------------------

### 基本的施策3 商工業の振興

#### 現状と課題

町内では町中心部の区画整理地域への店舗進出が多い反面、中心商店街では空き店舗が増加するなど衰退が進んでいます。商店街活性化の主体となる組織も休眠状態であるため、魅力ある街づくりに積極的にチャレンジしようとする商店への支援、意欲のある若手経営者が中心商店街に出店しやすい環境を整える施策、新規創業の促進などに取り組むとともに、商店街組織の覚醒を促すことが求められています。

交付金を活用したまちなみ整備事業が終了した日出城址周辺では、観光入込客の増加がみられます。日出城址近くに位置する中心商店街はこの立地条件を活かし、観光と連携した商業活性化への取組を検討する必要があります。

既存のレジャー施設、駅舎の新しくなったJR暘谷駅、暘谷駅周辺の町有地へのホテルや商業施設の進出などにより、町外からの観光客、宿泊客及び買い物客の増加は見られますが、中心商店街地域への回遊は見受けられないため、大型商業施設やホテル、観光施設と中心商店街が連携して、観光客などが町全体に回遊できるような取組を実施し、各施設が共存できる体制作りが必要となります。

中小企業が大部分を占める町内企業は、昨今の厳しい経済情勢の中での企業存続のため、経営革新や地域資源を活用した新製品開発、技術革新・販路開拓、雇用の維持・確保などに意欲的に取り組んでいます。このため、これらの取組への積極的な支援と併せて、企業誘致の推進やベンチャー企業の育成により、町内のものづくり産業の重層化を図ることが求められます。

川崎工業団地（旧T1日出工場跡地）や民間の用地・施設を活用して企業誘致に取り組んでいます。川崎工業団地の条件整備の遅れ、民間適地の不足などにより、進出希望企業の多様なニーズに対応できない状況であるため、川崎工業団地の整備促進、民間の企業適地の発掘など、企業適地の多様化に取り組むとともに、適地情報を迅速・的確に供給できる体制を構築し、企業誘致を促進することが急務となっています。

#### 基本方針

企業誘致には、道路などのインフラの状況や利便性など多様な条件が求められるため、県や産業創造機構など他機関と連携した企業誘致策の実施に努めます。

町内事業所に対して実情に応じたきめ細やかな支援を行うとともに、目標を明確にした商業振興事業を実施し、地域内での消費拡大の喚起に努め、あわせて域外消費の獲得を図ります。

また、創業を促す取組を実施し、町内における働く場の確保に努めます。



## 基本的政策 IV 産業振興により活力あるまちをつくる【産業振興】

### 目 標 指 標

項 目	現状	中間目標	最終目標
製造業を中心とした企業訪問 (件)	100 (H23~H27)	200 (H28~H32)	200 (H33~H37)
企業訪問により収集した情報による町事業の構築(事業)	1 (H27)	5 (H28~H32)	5 (H33~H37)
企業(製造業・情報関連業)誘致件数(件)	5 (H23~H27)	6 (H28~H32)	6 (H33~H37)
商業振興事業による従業員の処遇の改善を目指す事業所数(事業所)	25 (H27)	100 (H28~H32)	100 (H33~H37)
創業支援事業計画に基づく支援事業所数(事業所)	8 (H27)	40 (H28~H32)	40 (H33~H37)

### 施策の内容<主な取組>

#### (1) 企業誘致の推進

企業誘致による雇用の確保、税収の増加、定住人口の増加を目指します。

##### <主な取組>

- ①他機関と連携した企業訪問の実施 ②川崎工業団地の利活用  
③民間の企業適地の発掘

#### (2) 製造業を中心とした事業所への支援

製造業などに支援を行うことで、生産性、競争力の向上を促し、雇用の維持・拡大を目指します。

##### <主な取組>

- ①経営革新、技術開発、販路開拓への支援  
②雇用の維持・拡大対策

#### (3) 商業の振興、商店街の振興

商店に人が集まり、活気を生む取組を促進します。地域の商機能、コミュニティ機能の魅力向上に努めます。

##### <主な取組>

- ①商工会との連携促進 ②店舗の魅力向上対策、空き店舗の活用促進 ③商店街組織の活性化、観光など他事業との連携促進

#### (4) 創業の支援

創業を促す取組を実施し、雇用の拡大に努めます。

##### <主な取組>

- ①商工会との連携 ②創業支援事業  
③創業を促すセミナーなどの開催

基本的施策 4 観光産業の振興

現状と課題

的山荘の国の重要文化財の指定（平成 26 年）、致道館の修復（平成 27 年）など日出城址周辺の歴史的・文化的まちなみが整備されました。しかし、現状では、町内の特定観光施設へ入込客が集中しており、その観光客にこの日出城址周辺などの本町の有する他の魅力を伝えきれていないため、今後、町内に数多くある観光資源の情報発信や周遊するような仕組みを構築する必要があります。

全国的にも有数の観光地である「別府」「湯布院」が近隣にあることから、これまで通過型観光に終始していましたが、今後は、滞在型観光客数の増加につながる参加型や体験型観光プランの造成に力を入れ、「泊まる」「食べる」「買う」という観光客の基本ニーズを満たすための仕組みづくりが必要となります。

大神地域においては、回天大神訓練基地跡やヶ浜海浜公園内のパークゴルフ場が整備され、今後の来訪者の増加が期待されます。また、同地域には宿泊施設やアート・ギャラリーなど観光施設も点在しているため、それらの地域資源を活かした新たな観光戦略が求められます。

「豊の国千年ロマン観光圏（別府市から国東半島地域の 8 市町村で構成）」が日本版 DMO<sup>(※1)</sup> 候補法人に認定され、今後、本町だけでなく、周辺自治体を含んだ魅力ある観光ルートの創出や観光情報の発信による誘客の取組を図る必要があります。また、平成 25 年 2 月に締結したキリシタン・南蛮文化交流協定（大分市、国東市など県内 7 市町で構成）については、平成 27 年度から、「日本遺産<sup>(※2)</sup>」の登録を目指す取組がスタートしており、今後も本町だけでなく周辺自治体や関係機関との連携による観光力の向上が求められています。

□ 観光客数・観光消費額の推移（単位：千人、百万円）

項目	H22	H23	H24	H25	H26	H27
日帰り観光客数	752	806	755	835	814	889
宿泊観光客数	198	172	221	245	256	264
観光客数合計	950	978	976	1,080	1,070	1,153
うち外国人観光客数	53	31	71	78	73	84
観光消費額	5,128	5,009	5,416	6,021	6,075	6,435

（「日出町商工観光課調」）

（※1）DMO

Destination Management/Marketing Organization の略。戦略策定、各種調査、マーケティング、商品造成、プロモーションなどを一体的に実施する組織体のこと。

（※2）日本遺産

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化・伝統を語るストーリーを「日本遺産（Japan Heritage）」として文化庁が認定するもの。

基本方針

本町の多彩な観光資源を最大限に活用することにより、本町の魅力を高めるとともに、観光情報の積極的な発信や観光PR活動を充実させ、国内だけでなく、国外から観光客誘致、観光客の増加を図ります。

また、宿泊客、滞在型観光客の増加を図るため、回遊ルートや参加・体験型観光プランの造成を観光事業者や関係機関との連携のもとで推進するとともに、観光客受け入れ体制整備の促進や広域的な連携を強化していきます。

目標指標

項目	現状	中間目標	最終目標
観光入込客数（千人）	1,153 (H27)	1,500 (H31)	1,800 (H37)
観光消費額（百万円）	6,435 (H27)	8,400 (H31)	10,260 (H37)
宿泊客数（千人）	264 (H27)	345 (H31)	400 (H37)

施策の内容<主な取組>

(1) 観光資源の育成

多くの地域資源を活用した観光ルートづくりなど滞在型観光を推進するとともに、観光客の満足度を高めるため「おもてなし」の体制の充実に努めます。

<主な取組>

- ①観光ルートの整備・充実 ②観光サインの整備・充実  
③参加・体験型観光の造成 ④観光ガイドの育成

(2) 観光客誘致の促進

テレビ、ラジオ、旅行雑誌、インターネットなどのマスメディアを活用して積極的に情報発信します。国内だけでなく、国外から観光客誘致に努めます。また、魅力あるイベントや交流事業など開催し、集客力の強化に努めます。

<主な取組>

- ①観光情報発信 ②ハーモニーランドとの連携  
③各種イベントの開催による誘客促進

(3) 関係機関との広域的連携

観光協会や商工会など関係団体、観光施設や宿泊施設など観光業者、交通事業者などによる観光振興の一体的な推進体制の強化を図ります。また、「豊の国千年ロマン観光圏」など、広域的な連携による観光戦略を推進します。

<主な取組>

- ①観光協会や関係団体、観光事業者との連携強化  
②広域的連携の強化

## 基本的施策5 雇用対策

### 現状と課題

人口減少社会の到来により、町内における将来の労働力不足が懸念されるため、国や県の雇用促進施策などを活用し、高齢者や女性の雇用促進に取り組むとともに、高齢者や女性が安心して働ける環境づくりや、就業機会の拡充が求められています。

求人需要が高い業種と求職需要の高い業種の不一致、求人過剰の職種と求人不足の職種といった「業種・職種間ミスマッチ」、求人事業所と求職者の能力・経験・年齢・勤務条件などの不一致による「条件ミスマッチ」など、求人と求職のニーズが一致しない、「雇用のミスマッチ」が生まれています。このため、企業訪問などにより企業の現状・要望などを把握し、関係機関と緊密に連携し雇用のミスマッチ解消に努めていく必要があります。

また、企業誘致の促進、町内製造業の振興、創業の促進などによる雇用の場の確保を図り、多様な雇用の確保による雇用のミスマッチ解消にも努める必要があります。

### 基本方針

ハローワークと連携した相談業務の拡充や求人情報の提供に努めながら、事業者の動向を把握するための企業訪問を継続的に実施し、その訪問結果を施策立案、企業誘致策などに有効的に活用していきます。

国、県など他の団体が行う事業者・求職者向けの有利な雇用関連事業の活用、多様な雇用の場を確保するための企業誘致など、雇用を拡大する取組を促進します。

就労者が仕事と日常生活、健康維持・余暇活動などの調和がとれていると思う環境づくりを関係機関と連携して取り組みます。

## 基本的政策 IV 産業振興により活力あるまちをつくる【産業振興】

**目 標 指 標** (「商工業」を中心とした雇用促進を想定し、「IV-3 商工業の振興」と同じ目標指標としています。)

項 目	現状	中間目標	最終目標
製造業を中心とした企業訪問 (件)	100 (H23~H27)	200 (H28~H32)	200 (H33~H37)
企業訪問により収集した情報による町事業の構築(事業)	1 (H27)	5 (H28~H32)	5 (H33~H37)
企業(製造業・情報関連業)誘致件数(件)	5 (H23~H27)	6 (H28~H32)	6 (H33~H37)
商業振興事業による従業員の処遇の改善を目指す事業所数(事業所)	25 (H27)	100 (H28~H32)	100 (H33~H37)
創業支援事業計画に基づく支援事業所数(事業所)	8 (H27)	40 (H28~H32)	40 (H33~H37)

### 施策の内容<主な取組>

#### (1) 求職者に対する支援

求人情報を提供するなど、求職者支援を行います。

<主な取組> ①求人情報の提供

#### (2) 企業誘致による雇用の場の確保

雇用の拡大に直結する企業誘致に努めます。

<主な取組> ①企業訪問の実施 ②川崎工業団地の利活用

#### (3) 既存事業所への支援

既存事業所を支援し、雇用の拡大、競争力の獲得、販路拡大を促します。

<主な取組> ①ものづくり産業地域連携推進事業 ②雇用拡大に取り組む事業所への支援 ③商工会、商店・商店街との連携

#### (4) 創業支援の取組による雇用の場の確保

創業希望者に創業を促す取組を実施することにより、雇用の拡大に努めます。

<主な取組> ①商工会との連携 ②創業支援事業  
③創業を促すセミナーなどの開催

#### (5) 仕事と生活の調和の促進

従業員の個性や価値観に応じた働き方を可能とするワーク・ライフ・バランスを実現できる環境を整備するため、事業者などへの意識啓発を行います。

<主な取組> ①意識啓発用パンフレットの配布  
②関係機関との連携強化

